

山形市体育施設の 利用制限解除について

山形県再拡大（リバウンド）防止特別対策期間の終了に伴い、下記のとおり利用制限を解除します。

| 施設の名称 | 期間 | 制限の内容 |
|--|----------|---|
| 山形市総合スポーツセンター 第一体育館、第二体育館、武道場、弓道場、 軽運動場、屋内プール、 トレーニングルーム、テニスコート きらやかスタジアム屋内練習場 | 3/7 ～ | 高校生以下の利用を再開 ※部活動等の活動に対し 制限要請がありますので、ご確認のうえ施設 をご利用ください。 |
| 市内体育館等 福祉・南部・江南・沼の辺体育館、 山形市弓道場 | | |
| 山形市球技場 | | |

※山形県のクラスター抑制重点対策期間の令和4年3月7日(月)～3月21日(月)は、クラスター抑制重点対策としてスポーツ少年団活動、中学校、高等学校、大学の部活動等に対し制限要請がありますので、ご確認いただき、施設をご利用くださるようお願いいたします。

※従来から実施している感染防止対策は継続して行います。

※山形市球技場は、現在積雪により閉場していますが、貸出を開始する場合は上記と同様となります。また、開始日については、ホームページでお知らせいたします。

※感染状況等により内容を変更する場合がございます。ホームページ、電話等でご確認ください。

指定管理者：（公財）山形市スポーツ協会